中学公民プリント（基礎確認）
地方自治 No.11

名前 ＿＿＿＿＿＿＿＿

得点 ／15

1回目　2回目

1 地方議会が首長に対して「この人にはもう任せられない」として出す決議を何という？
① 予算案の議決　② 不信任決議　③ 事務監査請求　④ 解職請求

2 住民が自らの意思で地域の政治を行う地方自治の基本理念であり、憲法に定められた原則を何という？
① 直接請求　② 地方自治の本旨　③ 議会制民主主義　④ 住民投票

3 住民が投票によって、地方公共団体の長を自ら選ぶ仕組みを何という？
① 直接選挙　② 推薦制　③ 間接選挙　④ 任命制

4 首長と議会が対等な関係を維持する中で、議会が首長に対して不信任を突きつける仕組みを何という？
① 予算案の議決　② 解職請求　③ 不信任決議　④ 事務監査請求

5 地方公共団体の長である知事が、議会で可決された議案に対して、一定の範囲で異議を唱えたり再議を求めたりする権限を何という？
① 予算提出権　② 招集権　③ 拒否権　④ 解散権

6 住民が地方自治体の首長などの解職を求める権利を何という？
① 監査請求　② 解職請求　③ 条例制定請求　④ 事務監査請求

7 地方公共団体の議会を構成し、条例の制定や予算の決定を行うために住民から選ばれた代表を何という？
① 市町村長　② 選挙管理委員　③ 議員　④ 知事

8 地方自治において、解職請求（リコール）が受理された後、住民が直接参加して解職の是非を決定する手続きを何という？
① 採決　② 審議　③ 住民投票　④ 署名

9 地方議会と対等の立場で、行政の運営を監視しチェックし合うために住民から直接選ばれる地方自治体の責任者を何という？
① 首長　② 教育委員　③ 議長　④ 副議長

10 地方自治体が、行政サービスを行うための費用を自分で調達する財源を何という？
① 国庫支出金　② 地方交付税　③ 依存財源　④ 自主財源

11 住民が首長や議員の解職を求めるなど、政治に直接参加して地方自治を支える権利の総称を何という？
① 議会の調査権　② 議会の不信任権　③ 直接請求権　④ 知事の解散権

12 地方議会によって制定される、その地方独自のルールのことを何という？
① 条例　② 決算　③ 予算　④ 法律

13 地方自治体ごとの税収格差を埋めて、どの地域でも一定水準の行政サービスを受けられるように国が配分するお金を何という？
① 地方譲与税　② 地方交付税　③ 地方債　④ 国庫支出金

14 地方公共団体が、法律の範囲内で独自のルールとして制定する法を何という？
① 規則　② 政令　③ 条例　④ 法律

15 地方公共団体において、都道府県と市町村という2つの階層に分けて行政を行う仕組みを何という？
① 住民自治　② 地方分権　③ 二層制　④ 団体自治

いちごドリル プリント

つづきの無料プリント
「地方自治」のプリント一覧がひらきます

答え合わせ・解説 No.11 地方自治

言えた　／15

① **隠す**
赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② **言う**
解説を読んで、用語を口に出す

③ **印を付ける**
言えたら□にチェック

問	解説 ▼ここで折る	答え	言えた
1	**不信任決議**は、議会が首長を信頼できないと判断した際に行う議決です。	2 **不信任決議**	□
2	**地方自治の本旨**とは、「住民自治」と「団体自治」の2つから成り立ちます。	2 **地方自治の本旨**	□
3	**直接選挙**は、都道府県知事や市町村長、議会議員を住民が直接投票によって選出する仕組みです。	1 **直接選挙**	□
4	**不信任決議**が可決されると、首長は10日以内に議会を解散するか、失職するかを選択しなければなりません。	3 **不信任決議**	□
5	**拒否権**は、議会が可決した条例や予算などの議案に対して、首長が再議を求める権限です。	3 **拒否権**	□
6	**解職請求**（リコール）は、首長や議員が住民の期待に沿わない政治を行っている場合に、有権者が署名を集めて行う解職の請求です。	2 **解職請求**	□
7	**議員**は、地方議会の構成員として予算の承認や条例の制定、行政事務の監視などを行います。	3 **議員**	□
8	住民から一定数以上の署名が集まって請求が受理されると、その自治体で**住民投票**が行われます。	3 **住民投票**	□
9	都道府県知事や市町村長など、地方公共団体の長を**首長**と呼びます。	1 **首長**	□
10	**自主財源**の中心は地方税です。	4 **自主財源**	□
11	**直接請求権**は、住民が一定数の署名を集めることで、条例の制定・改廃の請求、事務監査の請求、議会の解散請求、首長や議員の解職請求などを行う権利です。	3 **直接請求権**	□
12	**条例**は、地方公共団体が地方自治の目的のために制定するもので、地域の環境保全、公共施設の利用基準、教育方針など多岐にわたります。	1 **条例**	□
13	そこで、国が一定の基準に基づいて、税収の少ない自治体へ**地方交付税**交付金を配分します。	2 **地方交付税**	□
14	**条例**とは、地方公共団体が国の法律や憲法の範囲内で独自に定める決まりです。	3 **条例**	□
15	この仕組みを**二層制**と呼びます。	3 **二層制**	□

言えなかった用語ノート